



Japan Chiropractic Register

一般財団法人

日本カイロプラクティック登録機構

2026年3月16日

当機構の認定登録制度に関するQ&A

Q1:カイロプラクターの登録名簿を厚生労働省へ提出しているのはなぜですか？

A 1) 日本ではカイロプラクターが国家資格として認められておらず、カイロプラクティックに関する法律も存在しません。そのため、国際的に容認されるカイロプラクターの教育基準が国内に整備されていないのが現状です。この状況を受け、当機構では自主規制に基づき、国民が安心して安全にカイロプラクティックを利用できる環境を整えることを目的に、一定の教育水準を修了したカイロプラクターを対象とした登録制度を運営しています。当制度では、国内の医療資格の有無や所属団体に関係なく、当機構が定める認定基準を満たしていれば登録が可能です。

また、当機構が名簿を提出する厚生労働省医政局医事課は、医師や歯科医師をはじめとする医療資格保有者に関する事務を総括しています。同医事課はカイロプラクティックを医業類似行為に分類しており、過去には関連する通知も発出しています。当機構の登録制度では、「第1種」と「第2種」の2つの認定登録カテゴリーに分かれ、「認定登録」と「限定登録」の2つの登録状がありますが、厚生労働省に提出する名簿では一律に「登録カイロプラクター」として掲載されます。さらに、当機構では、将来的にカイロプラクターが国家資格として法制化される際に、当機構のWHO指針に準拠した認定基準が政府（厚生労働省）に採用されるよう働きかけを行っています。

安全性の観点から、医師、歯科医師、看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、鍼灸師、柔道整復師などの医療資格保有者であっても、カイロプラクターとして施術を行う場合には、当機構の認定登録を取得することが推奨されています。

Q2:他の団体が管理しているカイロプラクティック事業者名簿と JCR 登録者名簿の違いは何ですか？

A 2) 当機構と他団体の登録者名簿における大きな違いは、カイロプラクターの基準の定め方にあります。

当機構のカイロプラクター登録制度では、国内で一定水準（修業年限1年以上）の教育を受けた

者、またはWHO指針に基づく教育を修了した者を対象として、「第1種」または「第2種」として認定登録しています。また、「第1種」から「第2種」へ移行する際には、当機構が実施する登録試験を受験する必要があります。この登録試験では、第三者評価機関である国際カイロプラクティック試験委員会（IBCE）が提供する試験問題を使用し、国際的な基準と同等の公平な評価を実現しています。

カイロプラクティックの基礎教育と安全性に関するWHOガイドライン

https://www.wfc.org/website/documents/69_who_guidelines_japanese.pdf

国際カイロプラクティック試験委員会（IBCE）公式サイト <https://www.ibce.org/>

国内で一定水準以上の教育を修了した正規のカイロプラクターを登録する組織は、当機構のみです。当機構は、国内でカイロプラクターを自称するすべての事業者を登録するのではなく、国民の安全性を確保する観点から、一定水準以上の教育を修了した者のみを登録対象としています。これにより、カイロプラクターを適正な教育と資格制度に基づく専門職として位置づけています。

当機構は、カイロプラクティックに関する法的資格制度を有する諸外国の政府登録委員会で構成される国際カイロプラクティック規制協会（ICRS）のパートナー会員として、国内から唯一参加しています。

国際カイロプラクティック規制協会（ICRS）公式サイト <https://www.chiroregulation.org/>

Q3:これからカイロプラクティックを学びたいのですが、どのようにすれば JCR に登録できますか？

A 3） 現在、初学者を対象としたWHO基準に基づく国際認証（各地域CCE：カイロプラクティック教育審議会の認可）に準拠したフルプログラム教育は、国内には存在していません。

そのため、初学者がWHO基準に基づくフルプログラム教育を履修するには、海外の国際認証を取得した大学でカイロプラクティック教育を受ける必要があります。海外留学を希望される場合は、各大学へ直接お問い合わせください。

Q4)海外の大学でカイロプラクティックを学んだのですが、JCR に登録できますか？

A 4） 海外の国際認証を取得した大学を卒業後、以下のいずれかの条件を満たしている場合は、当機構の登録試験に合格したものと同等とみなし、第2種認定登録を申請することができます。

① 法制化された国または州での開業資格を取得していること

② NBCE（全米カイロプラクティック試験委員会）試験パートIおよびIIの合格証明書を取得していること

これらの条件（①または②）を満たしていない場合は、第1種に申請してください。国内で当機構が実施する登録試験に合格することで、第2種に申請することができます。

Q5:過去に国内でカイロプラクティックの養成学校に通ったのですが、JCRに登録できますか？

A 5) 過去に国内のカイロプラクティック養成学校を卒業した方は、修業年限が1年以上の学校を修了している場合、第1種認定登録カイロプラクターへの登録申請が可能です。詳細については、国内のカイロプラクティック養成学校リストをご確認ください。（※一部の養成学校はすでに閉校している場合がありますのでご注意ください。）

登録申請の要件

- ・ 養成学校の修業年限が1年以上であること
- ・ 修了証明書または卒業証書の写しの提出
- ・ 国内のカイロプラクティック養成学校リストに記載されている学校であること

修業年限が1年以上であっても、リストに記載されていない養成学校の場合は、当機構までお問い合わせください。

Q6:CSC プログラムや安全教育プログラムはどういった教育ですか？

A 6) CSCプログラムについて

CSCプログラムとは、Chiropractic Standardization Course（カイロプラクティック標準化コース）の略称です。国内のWHO教育基準を満たさないカイロプラクティック養成学校の卒業者を対象に、教育水準の向上を目的とした経過措置プログラムとして提供されていました。以下は、過去に日本カイロプラクターズ協会（JAC）が承認したCSCプログラムです。現在、すべてのプログラムは終了しています。

- ・ JCA・オーストラリアRMIT大学 プログラム名：BCSc (conversion)
- ・ NICC・カナダCMCC プログラム名：CSC Certificate
- ・ KCS・オーストラリアMurdoch大学 プログラム名：BHSc (Chiro)
- ・ 国際カイロプラクティックカレッジ（ICC）・CCCI/ITM プログラム名：Diploma BCS/BSC

※ 注意事項

CSCプログラムの修了証や学位は、国際認証を取得したフルプログラム教育を履修して得られる学位とは異なります。国内教育水準の移行期における一時的な経過措置として提供されていたプログラムです。

安全教育プログラムについて

国民生活センターより「手技による医業類似行為の危害」を予防する措置を講じるよう要請を受け、日本カイロプラクターズ協会は、消費者（利用者）の安全性向上を目的として、2014年4月から国内のカイロプラクティック施術者を対象とした「安全教育プログラム」を開始しました。世界保健機関（WHO）のカイロプラクティックに関するガイドラインが求める、安全な施術に必要な教育を受ける機会がなかった施術者を対象とした教育プログラムです。2022年にはプログラム名称を「臨床カイロプラクティック教育プログラム」に変更し、科目内容を刷新して運営しています。プログラム修了後、受講者は当機構の登録試験に合格することで、第2種認定登録カイロプラクターとして登録する資格を得ることができます。

Q7:外国籍ですが JCR に登録できますか？

A 7) 外国籍の方もJCRに登録することが可能です。

日本語の読解能力を有しない場合は、英語による特例措置として登録申請を行うことができます。日本語での会話および読解が可能な場合は、通常登録申請の要件に基づいて申請してください。

英語による申請の場合、海外の国際認証を取得した大学を卒業後、以下のいずれかの条件を満たしている場合には、当機構の登録試験合格と同等とみなし、第2種認定登録を申請することができます。条件を満たしていない場合は、第1種に申請してください。

- ① 法制化された国または州での開業資格を取得していること
- ② NBCE（全米カイロプラクティック試験委員会）試験パートIおよびIIの合格証明書を取得していること
また、認定登録の単位更新の際には、法制化された国または州における単位更新証明書を提出することで、英語翻訳版の必須科目資料を受領し、認定登録を更新することができます。

Q8:第1種認定登録から第2種認定登録に移行するには、どのような条件が必要ですか？

A 8) 第1種認定登録から第2種認定登録へ移行するための条件は、履修したカイロプラクティック教育の内容によって異なります。以下の区分をご確認ください。

① 海外の国際認証取得大学の卒業生

以下のいずれかの条件を満たす必要があります。

- ・ 日本カイロプラクティック登録機構（JCR）登録試験に合格し、合格証明書を提出すること
- ・ 法制化されている国または州において開業資格を取得していること
- ・ NBCEパートIおよびIIに合格していることを証明する書類を提出すること

② JAC承認CSCプログラム修了生

- ・ 日本カイロプラクティック登録機構（JCR）登録試験に合格し、合格証明書を提出すること

③ 臨床カイロプラクティックプログラム（安全教育プログラム）修了生

- ・ 日本カイロプラクティック登録機構（JCR）登録試験に合格し、合格証明書を提出すること

④ 国内養成学校の卒業生

以下の手順を満たす必要があります。

- ・ 臨床カイロプラクティック教育プログラムを修了すること
- ・ 日本カイロプラクティック登録機構（JCR）登録試験に合格し、合格証明書を提出すること

Q9:JCR の登録試験の内容と受験資格について教えてください。

A 9) 米国カイロプラクティック共通試験を運営している全米カイロプラクティック試験委員会（NBCE）の支援で設立された国際カイロプラクティック試験委員会（IBCE）が、当機構の登録試験の問題を作成しています。IBCEの臨床能力判定試験（SPEC）を日本語に翻訳したものを使用しています。試験の作成から翻訳、合否判定まで、すべての業務はIBCEが運営しています。

以下の項目が含まれています。

<項目 1> 患者評価の理解と一般常識を確認するための問題

患者への問診、理学検査、神経筋骨格系検査、X線検査、臨床検査および特殊検査、診断および臨床所見、カイロプラクティック・テクニック、補助療法、症例対処方法

<項目 2> 臨床でよく見られる25の臨床症例のマネジメントに関する問題

関節、神経学、筋骨格系の症状、消化器系、心臓血管系、呼吸器系および外皮の症状、内分泌、代謝、男性・女性生殖器、血液学、リンパ系、腎臓、泌尿器系の症状、その他多岐にわたる症状（アレルギー・栄養学）、眼、耳、鼻、喉、小児、性病など

受験資格は、WHO指針に準拠した以下の教育プログラム修了が条件となります。

- ① CCE認証取得カイロプラクティック教育（カイロプラクティック大学教育）
- ② 日本カイロプラクターズ協会（JAC）承認カイロプラクティック標準化コース（CSC）
- ③ 臨床カイロプラクティックプログラム（安全教育プログラム）

登録試験は英語でも受験できます。そのため、海外の大学を卒業後に資格を取得せずに帰国された場合は、英語での当機構登録試験を受験することが可能です。

Q10:単位更新制度では、どのようなセミナーの単位が認められますか？

A 1 0) 2023年から単位更新制度を開始しました。

初回の認定登録有効期間は2023年5月から2026年4月までとなりますが、初回は必須科目を2回受講することで単位を満たすことができます。二期（2026年5月から2029年4月まで）以降は、3年間の有効期間内に、必須科目 6単位、選択科目 20単位を取得する必要があります。必須科目は、厚生労働省による医療関連法規や消費者庁による広告法務・倫理などの内容が含まれ、選択科目は当機構認定の学会や団体による講義、研修、学術大会等が対象となります。

Q11:どのような形で厚生労働省にカイロプラクター名簿を提出していますか？

A 1 1) 2014年から、当機構はカイロプラクター名簿を毎年、厚生労働省医政局医事課に提出しています。2026年2月時点で、総登録カイロプラクター数は660名です。登録カイロプラクターの詳細については、当機構のカイロプラクター検索ページからご確認いただけます。

カイロプラクター検索ページ <https://chiroreg.jp/register/>